

(仮称) 江戸川区地域エネルギー会社の
設立に向けた事業パートナー選定基準

令和7年7月28日 策定

江戸川区

1	審査の概要.....	1
(1)	事業者選定基準の位置づけ	1
(2)	審査の流れ	1
(3)	江戸川区地域エネルギー事業評価委員会の設置	1
(4)	優先交渉権者及び次点交渉権者の選定	2
2	第一次審査.....	2
3	第二次審査.....	3
(1)	評価の手順	3
(2)	評価の点数	3
(3)	評価点の算出方法	3

1 審査の概要

(1) 事業者選定基準の位置づけ

「（仮称）江戸川区地域エネルギー会社の設立に向けた事業パートナー選定基準（以下、「本書」という。）」は、江戸川区（以下、「区」という。）が、当該事業パートナー募集に応募する企業（以下、「応募者」という。）の審査にあたり、最も優れた提案及び次に優れた提案を選定するための手順、方法、評価基準等を示すもので、「（仮称）江戸川区地域エネルギー会社の設立に向けた事業パートナー募集要項（以下、「募集要項」という。）」と一体をなすものである。

(2) 審査の流れ

審査は二段階に分けて実施するものとする。

応募者が備えるべき参加資格要件を満たしているかを確認する資格審査（以下、「第一次審査」という。）を実施し、第一次審査を通過した応募者のみ、提案内容等を審査する提案審査（以下、「第二次審査」という。）を実施する。

第二次審査では提案内容を評価し、得点化する。

(3) 江戸川区地域エネルギー事業評価委員会の設置

区は、第一次審査及び第二次審査に関して、本書を踏まえて総合的に評価を行い専門的見地から助言を受けるために、学識経験者などにより構成される江戸川区地域エネルギー事業評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。評価委員会が審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。区は、評価委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

なお、区が設置した評価委員会の委員は次のとおりである。（表 1 参照。）また、委員は必要に応じて変更となる場合がある。

（順不同、敬称略）

表 1 江戸川区地域エネルギー事業評価委員会 名簿

No	委員名（敬称略）	役職等	備考
1	田中 信一郎	千葉商科大学 人間社会学部 教授	
2	大野 靖二	東京商工会議所 江戸川支部 事務局長	
3	関口 孟利	江戸川区 連合町会連絡協議会 会長	
4	武内 真理子	日本公認会計士協会 江戸川会 副会長	
5	弓場 宏之	江戸川区 副区長	
-	村岡 元司	株式会社NTTデータ経営研究所 執行役員	オブザーバー
-	石田 純	江戸川区総務部 副参事（法務担当）	オブザーバー

※ 事務局は、株式会社NTTデータ経営研究所の助けを借りて、環境部気候変動適応計画課が担う。

※ なお、公募・選定期間中に委員に選定の陳情等を行った応募者は、選定対象から除外する。

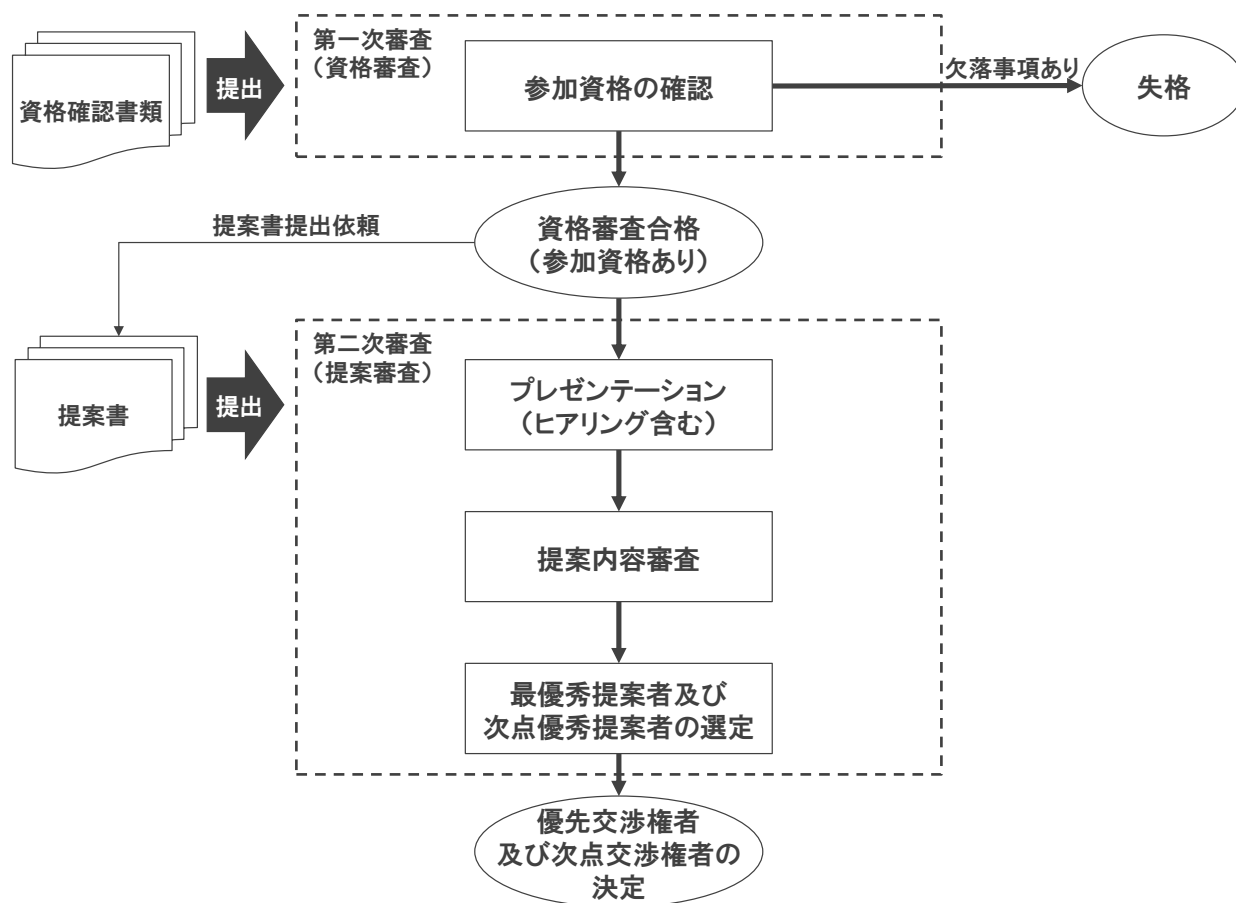


図 1 審査の流れ

(4) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

第二次審査の結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定要件として、総合評価点が60%以上であることとする。

なお、第二次審査に進んだ応募者が1者であった場合も選定要件を満たしていれば、当該応募者を優先交渉権者に選定する。

また、採点の結果、評価点数が同点になり優先交渉権者候補が2者以上となった場合には、審査項目（表 3参照）のうち「1～4の項目」の獲得点数の高い応募者を優先交渉権者に選定する。次点交渉権者が2者以上となった場合も同様とする。

2 第一次審査

応募者の備えるべき参加資格要件を満たしているかどうかを審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。なお、提出された書類に疑義等がある場合は、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。例えば、構成するコンソーシアムのうち、一部の応募者の資料が不足する場合は、公募期間内にこれを補正できるなど、第一次審査の段階ではやむを得ないと判断するに足りる合理的な理由を、応募者が示す必要がある。

審査では、募集要項に記載の通り、「表2 業務遂行にあたり求められる能力」の

うち「ア 電力事業を遂行する能力」「イ 省エネルギー事業を管理する能力」「エ 株式会社設立に向けた資金調達目途に係る書類」及び「表6 共通参加要件に係る提出書類」の項目を確認するものとする。

表 2 第一次審査の確認項目及び確認書類

確認項目		確認する書類
大項目	小項目	
業務遂行にあたり求められる能力	ア 電力事業を遂行する能力	- 太陽光発電の営業・施工・プロジェクト管理に関する実施実績を証明する書類 「建設業許可証明書」（コピーの提出も可）。その他、建設業法に基づく「電気工事業」、「管工事業」、「屋根工事業」、「とび・土木工事業」のうち、いずれかの許可を取得していることを証明する書類
	イ 省エネ化を促進管理する能力	省エネ化に資する改修工事及び設備導入等に関与した実績を証明する書類
	エ 会社を設立及び運営する能力	株式会社設立に向けた資金調達（区の出資10%を除く4,500万円）目途に係る書類
共通参加要件に係る提出書類		- 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※ - 誓約書 - 委任状 - 納税証明書※
【備考】		
※ 3カ月以内に発行されたものに限る（原本のコピーの提出も可）		

3 第二次審査

応募者から提出された提案書の内容を審査する。審査にあたっては、応募者によるプレゼンテーション、評価委員会による応募者へのヒアリング等の実施を予定している。

なお、応募者から提出された提案書に疑義がある場合は、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、ヒアリング等を実施して確認する場合がある。

(1) 評価の手順

第二次審査は、応募者の提案内容について評価点を算出し、順位付けを行うものとする。

(2) 評価の点数

200点満点とする。

(3) 評価点の算出方法

評価点は、表 3及び表 4に基づき、各委員が評価したものの合計点を委員の数で除して得点を算出する。

各委員が提案内容を評価する際には、応募者によるプレゼンテーションの内容や、各提案の事業効果（表 5参照。）等も参照する。事業効果は、応募者が提出する「様式4-14～4-17_事業収支・事業効果等の計算書類一式」の情報をもとに評価

委員会できとりまとめる。記載方法は同様式を参照すること。

なお委員間の評価点に著しい差が生じた場合、特定の応募者に利益または不利益をもたらさない形で得点調整を実施し、委員会としての総合評価点とする可能性がある。

表 3 審査項目及び配点

No	大項目	小項目	配点
1	実施方針	事業実施にあたっての基本方針	10
			10
2	既存住宅向けPPA事業	低圧PPA単価30円/kWh未満を達成するための施策・契約体系	20
		自家消費率向上に対する具体的な取り組み	10
		太陽光発電設備及び蓄電池等設備調達計画	10
			40
3	省エネ化促進事業	省エネ化促進事業の実施に向けた基本方針	10
		具体的な取り組み	10
			20
4	地域経済循環の確立に向けた貢献	区内企業の出資比率	20
		区内経済の好循環実現に資する取り組み	10
			30
5	区や地域との連携体制の構築	ゼロエミッション地区創出及び地域エネルギープラットフォーム構築に係る提案	10
			10
6	地域エネルギー会社の将来ビジョン	2030年以降を見据えた事業方針	10
			10
7	収支計画	収支計画の試算※	20
		需要家開拓に向けたマーケティング計画の妥当性	20
			40
8	組織管理計画	組織管理の基本方針、事業実施体制及び事業パートナーとの役割分担	5
		電力供給・省エネ化促進事業管理業務等の実施方法	10
			15
9	リスク管理計画	本事業におけるリスクの想定及びその対応策、出資者間でのリスク分担	10
		緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫	5
			15
10	事業者独自の提案	パートナー事業者が独自に行う取り組み	10
			10
		合計	200
【備考】			
※ 燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めて試算すること。燃料調整費は、東京電力エナジーパートナー株式会社が発表する2024年度のデータを用いて計算すること。再生可能エネルギー発電促進賦課金は、2024年度（2024年5月分から2025年4月分まで）のデータを用いて計算すること。			
※ 提案内容には、表 5のア～エに示す事業効果について定量的に算出すること			

表 4 評価基準と得点化の方法

評価	評価の基準	得点化方法
A	優れている。	配点×1.00
B	やや優れている。	配点×0.80
C	やや劣っている。	配点×0.60
D	劣っている。	配点×0.40
E	評価に値しない。	配点×0.00

表 5 事業効果算出式

項	事業効果算出式
ア	地域エネルギー会社の電力供給によるCO₂排出削減総量 (kg-CO₂) 以下の算出式をもとに、事業開始から契約期間終了までのCO₂排出削減総量を、公共施設、住宅、民間施設ごとに計算する。 (算出式) 公共施設、住宅、民間施設の電力使用における現状CO₂排出量^{※1}－地域エネルギー会社がそれぞれに電力供給（主にオンサイトPPA事業）することによるCO₂排出量
イ	地域エネルギー会社が供給する再生可能エネルギー電力量 (kWh) 以下の算出式をもとに、事業開始から契約期間終了までの再生可能エネルギー供給総量を、公共施設、住宅、民間施設ごとに計算する。 (算出式) 太陽光オンサイトPPAにおける再生可能エネルギー供給量＋(取次供給による再生可能エネルギー供給量^{※2}＋小売供給による再生可能エネルギー供給量)
ウ	需要家の電力調達コスト削減効果 (円) 以下の算出式をもとに、事業開始から契約期間終了までの想定需要家の電力調達コスト削減額の合計を計算する。 (算出式) 事業開始当初の電力供給予定先施設への、現契約における請求金額と提案内容における請求金額の差分
エ	営業利益 (円) (算出式) 様式4-14を参照し、事業開始から契約期間終了までの営業利益の合計を算出^{※3}する。
【備考】 ※ 1_各施設のCO₂排出係数は、東京電力エナジーパートナー株式会社が公表する2023年度の調整後CO₂排出係数「0.408 (kg-CO₂/kWh)」を用いる。 ※ 2_みなし供給として本事業では認めるものとする。 ※ 3_物価変動は考慮しないものとして検討すること。	

次ページに審査項目・配点・審査のポイントを示す。

表 6 審査項目・配点・審査のポイント

No	大項目	小項目	配点	審査のポイント
1	実施方針	事業実施にあたっての基本方針	10	- 本区の考え方における本事業の位置づけや本事業の目的・方針を十分に理解した提案内容であるか。 - 資本金や借入金等の調達方針について、条件（調達先、金額、出資時期等）が明示されているか。 - 区地域エネルギー会社の設立から事業開始までのスケジュールについて、主要な項目がもれなく明示され、具体的かつ実現可能で迅速なスケジュールとなっているか。
			10	
2	既存住宅向け PPA 事業	低圧 PPA 単価 30 円/kWh 未満を達成するための施策・契約体系	20	- 区が示している30円/kWh未満を実現するための価格低減に向けた施策やその実現可能性について示されているか。 - 契約期間等需要家間との各種契約体系に係る説明が示されているか。
		自家消費率向上に対する具体的な取り組み	10	- 余剰電力活用等自家消費率向上に向けた具体的な施策が示されているか。 - 蓄電池・エコキュート等併設型モデルにおける、エネルギーマネジメント等具体的な手法や実現可能性について示されているか。
		太陽光発電設備及び蓄電池等設備調達計画	10	- 太陽光発電等のオンサイト PPA モデルで、設備等の調達計画が示され、かつその計画は妥当性があるか。 - 電源開発・設備導入にあたっての区内事業者等との連携が期待されるか。
			40	
3	省エネ化促進事業	省エネ化促進事業の実施に向けた基本方針	10	対象とする需要家・用途及び施策に関して具体的に示されているか。
		具体的な取り組み	10	- 区内事業者との連携等を含め、省エネ診断、設備導入・改修、効果測定等の一連の事業実施体制が示されているか。 - 具体的な実施スケジュールや実施方法が示されているか。
			20	
4	地域経済循環の確立に向けた貢献	区内企業出資比率	20	区地域エネルギー会社の出資比率において、区内事業者の出資比率が高く想定されているか。
		区内経済の好循環実現に資する取り組み	10	エネルギー地産地消や区内事業者との連携等による、地域への資金循環等経済波及効果に係る言及が示されているか。
			30	
5	区や地域との連携体制の構築	ゼロエミッション地区創出及び地域エネルギープラットフォーム構築に係る提案	10	2030年度までに一部地域を先行して、ゼロエミッション地区に創出できるよう、具体的な施策等を示したうえで、区と連携して事業を推進できるか。 - 多様な主体が参画できる地域エネルギープラットフォームの構築に向けて、地域と連携して中核的な役割を果たすことができるか。
			10	
6	地域エネルギー会社の将来ビジョン	2030 年以降を見据えた事業方針	10	オンサイト PPA や省エネ化促進事業に限らず、面的な取り組み等を含め、2030 年以降を見据えた会社の事業方針が描かれているか。
			10	

No	大項目	小項目	配点	審査のポイント
7	収支計画	収支計画の試算	20	- 事業開始から契約期間終了までの収支計画において、健全性が確保できる計画になっているか。 （損益計算書）…売上高（経営規模は大きいか）、営業利益率（本業によるもうけの割合は高いか）、当期純利益（処分可能利益は多いか）など （貸借対照表）…流動比率（支払能力は十分か）、有利子負債比率（他人資本に依存し過ぎていないか）、利益剰余金（地域還元事業を見据えた一定の額を確保しているか）など （C/F 計算書）…営業活動による C/F（増加しているか）、投資活動による C/F（適切な年度・妥当な規模の投資であるか）、財務活動による C/F（妥当な資金調達・返済となっているか）など - 資金の調達や返済に無理がなく、収支の見込み方は合理的なものとなっているか。 - 想定需要家のエネルギーコスト削減効果が期待できるものになっているか。また、PPA 契約への切り替えにあたり、現行と同等水準もしくは過度にエネルギーコストが増加していないか。
		需要家開拓に向けたマーケティング計画の妥当性	20	- 対象需要・規模及び件数の想定が時間軸でできているか（戸建住宅初年度 50 件、2030 年までに最低 250 件等）。 - 上記を実現するための想定する需要家への訴求・獲得方法について具体的な手法が示されているか。
			40	
8	組織管理計画	組織管理の基本方針、事業実施体制及び事業パートナーの役割分担	5	- 事業実施体制について、確実かつ円滑に事業を遂行する事業スキーム・座組が明確に示されており、区の方針・施策事業等を踏まえ、日常的に区と連携・調整を図るとともに、経営の透明性・健全性を確保するための具体的な提案内容であるか。 - 事業パートナーによる役割分担、業務実施体制、会社を設立する際の組織体制について、適性やリスクを考慮するなどの工夫や配慮が見られ、実践的な体制づくりを期待できる提案内容であるか。 - 区内事業者の参画・連携が期待できる内容であるか。
		電力供給・省エネ化促進事業管理業務の実施方法	10	人員やシステムの構築・運用など、業務を確実に遂行するための人的・技術的体制が整っているか。
			15	
9	リスク管理計画	本事業におけるリスクの想定及びその対応策、出資者間でのリスク分担	10	- 事業全体を通し想定されるリスク（卸電力市場の価格高騰、設備調達・故障リスク等）の把握、分析、評価が適切であり、その対応策が必要十分なものとなっているか。 - 出資者間でのリスク分担は妥当なものであり、リスクへの対応策等と整合しているか。
		緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫	5	- 災害発生時などにおける業務の継続性を確保するための方針や体制が明確で、迅速な対応が図られるものとなっているか。 - 現実の災害を想定した場合の対応が示されているなど、具体的で実効性の高い提案内容となっているか。
			15	
10	事業者独自の提案等	パートナー事業者が独自に行う取り組み	10	提案者の強みを生かした独自に行う取り組み等が明示されているか
			10	
合計			200	